

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

近畿財務局長

【提出日】

2019年3月27日

【事業年度】

第16期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

【会社名】

株式会社N・フィールド

【英訳名】

N・FIELD Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 又吉 弘章

【本店の所在の場所】

大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館

【電話番号】

06-6343-0600(代表)

【事務連絡者氏名】

代表取締役専務 久保 明

【最寄りの連絡場所】

大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館

【電話番号】

06-6343-0600(代表)

【事務連絡者氏名】

代表取締役専務 久保 明

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	3,023,800	4,351,594	6,089,989	8,024,732	9,392,475
経常利益 (千円)	443,855	486,543	488,893	561,188	513,639
当期純利益 (千円)	231,326	264,329	250,717	315,608	238,244
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	729,500	729,500	731,950	731,950	731,950
発行済株式総数 (株)	13,175,000	13,175,000	13,210,000	13,210,000	13,210,000
純資産額 (千円)	1,445,563	1,709,892	1,697,989	1,954,161	2,136,912
総資産額 (千円)	2,200,017	2,484,018	2,778,782	2,976,754	3,258,658
1株当たり純資産額 (円)	109.56	129.63	130.65	150.32	164.46
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	17.86	20.06	19.26	24.29	18.34
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	17.68	20.00	19.25	24.28	18.33
自己資本比率 (%)	65.6	68.8	61.1	65.6	65.6
自己資本利益率 (%)	20.4	16.8	14.7	17.3	11.6
株価収益率 (倍)	95.5	64.2	70.5	63.2	51.4
配当性向 (%)	-	24.9	26.0	20.6	27.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	217,209	270,656	230,675	255,957	201,562
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	695,588	73,971	104,240	570,202	81,439
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	629,569	156,546	194,366	411,337	58,673
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	379,549	419,688	351,755	766,577	828,026
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	323 〔36〕	478 〔51〕	818 〔35〕	1,103 〔19〕	1,208 〔23〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2 【沿革】

年月	概要
2003年2月	介護保険法に基づく居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービス及びそれらに付随する業務を事業目的とした、株式会社N・フィールド（資本金1,000万円）を大阪市中央区に設立。
2003年3月	本社（大阪市中央区）に「訪問看護ステーション デューン」を開設。
2006年10月	本社及び「訪問看護ステーション デューン」を大阪市中央区から同市内城東区へ移転。
2007年7月	訪問介護における拠点として本社に「ヘルパーステーション デューン」を開設。 在宅支援における拠点として本社に「ケアプランセンター ゆくる」を開設。
2008年6月	自立支援を促す目的のために、住宅販売・賃貸部門を本社に不動産事業部として新設。
2010年8月	北海道・東北地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン札幌」を札幌市中央区に開設。
2010年10月	九州地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン福岡」を福岡市博多区に開設。 関東地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン東京」を東京都杉並区に開設。
2010年12月	不動産事業の住宅販売部門から撤退。（注）
2011年1月	精神疾患を持つ方の退院を促進し、社会で生活するための支援の目的で住居を提供する医療連携推進部（（現）住宅支援部）を新設し、本社に設置。
2011年7月	中部地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン名古屋」を名古屋市千種区に開設。
2011年8月	「訪問看護ステーション デューン札幌」を札幌市中央区から同市白石区に移転。
2011年10月	中国地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン広島」を広島市中区に開設。
2011年12月	本社を大阪市城東区から同市内北区に移転。
2012年8月	「ケアプランセンター ゆくる」を閉鎖。
2013年8月	東京証券取引所マザーズに上場。
2014年9月	賃貸事業強化を目的として、「医療連携推進部」を「住宅支援部」と「地域医療連携部」に再編。
2014年12月	北海道支店、東京支店、大阪支店、福岡支店を設置。
2015年4月	東京証券取引所第一部へ市場変更。
2015年12月	介護事業（「ヘルパーステーション デューン」）を廃止。
2016年7月	東京支店を東京都杉並区から同都内新宿区に移転。
2017年4月	訪問看護ステーション「デューン沖縄」開設をもって全47都道府県開設達成。

（注）2010年12月に、不動産事業部門（住宅販売）を廃止し、賃貸部門については、2011年1月に新設した医療連携推進部（（現）住宅支援部）が引き継いでおります。

3 【事業の内容】

当社は、介護保険制度及び医療保険制度に基づき、高齢者や精神疾患（注１）を持つ方が住み慣れた地域や家庭で「安全・安心・快適」な生活を送ることができるよう住環境のサポートや在宅療養の支援を行う「居宅サービス」を事業として取り組んでおります。「居宅サービス」では、精神疾患を持つ方に対する、訪問看護（注２）を主とし、賃貸事業（住宅支援）の居宅事業を運営しております。なお、当社は単一セグメントであるため、上記事業種別での記載を行っております。

（注１）精神疾患・・・外因性或いは内因性のストレス等による脳（脳細胞或いは「心」）の機能的・器質的な障害をいう。精神の変調が髄膜炎等の身体疾患によって引き起こされる場合もある。

（注２）訪問看護・・・国家資格免許を持った看護師若しくは都道府県知事資格免許を持った准看護師及び保健師等が、保健師助産師看護師法に基づき医師（主治医）の指示により疾病又は負傷を持った人の自宅を訪問し、在宅で療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。医療行為を行う点で、訪問介護とは異なる。

1 当社の事業内容

訪問看護

訪問看護とは、精神疾患等の疾病を抱えながら生活している方で本人が希望し、主治医が訪問看護を必要と認め、主治医から指示書が処方された人に対して、国家資格若しくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師及び保健師等が在宅で療養上の世話または必要な診療の補助を行なう行為であり、いかにその人らしい生活、人生を送れるかということをサポートしていくものであります。当社は、サポートを行うことにより、訪問看護料を得ております。訪問看護料は、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬及び利用者からの自己負担金で構成されております。

訪問看護料（診療報酬及び自己負担金）が支払われる（売上金入金）までの流れは、下記のとおりとなります。

項 目	内 容
医療機関、（市町村等）行政機関より訪問看護サービスの相談・依頼	医療機関、（市町村等）行政機関より訪問看護の依頼を受け、症状にあったサービスの検討を行う。
訪問看護指示書の交付	主治医発行の訪問看護指示書が当社事業所に交付される。
訪問看護サービスの提供	当社と利用者との契約締結後の流れ a 日常生活や対人関係の維持、生活技能の獲得・拡大の援助 b 家族関係の調整の援助 c 身体及び精神症状の悪化を防ぐための援助 d 医療機関・行政機関等との連携 e 社会資源（ヘルパー等の人的サービス、デイケア等の施設サービス）の活用の援助 f 対象者の自尊心、問題解決能力、自信、自己肯定を高めるサポート
医療機関等への情報提供	当社事業所より毎月末に、１ヶ月間の利用者の病状、生活状況などを記載した訪問看護計画書・訪問看護報告書を、医療機関・主治医に送付する。
（市町村等）行政機関への情報提供書の送付	当社事業所より毎月末に、１ヶ月間の利用者の病状、生活状況などを記載した情報提供書を（市町村等）行政機関に送付する。
診療報酬請求（レセプト）業務	毎月10日までに、前月分の診療報酬請求（レセプト）業務を行い、国民健康保険団体連合会もしくは社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の請求を行う。
診療報酬の支払い	診療報酬請求（レセプト）の審査が行われ、翌月下旬に国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より前月分の診療報酬が支払われる。
自己負担金の支払い	毎月10日以降に利用者より前月分の自己負担金が支払われる。

賃貸事業（住宅支援）

当社の賃貸事業は、精神疾患を持つ方が地域で安全に、安心して暮らすことができることを目的として、自立するための住居の紹介を行うとともに、当社の訪問看護と連携し、地域で快適に生活できるよう支援するサービスを行っております。一般の賃貸会社が行っている賃貸仲介業とは違い、当社が入居者に対する住居検索を行い、借主となって物件オーナーと賃貸借契約を結び、その上で入居者に対して当社が貸主となって賃貸借契約を結ぶサブリース形式となっており、入居後も当社が相談窓口となって病院やクリニック等の医療機関と連携し、安心して住める物件を提供しております。

営業所として以下の拠点を設けております。

都道府県	名称	開設年月
北海道	住宅支援部 札幌	2016年1月
宮城県	住宅支援部 仙台	2016年8月
東京都	住宅支援部 東京	2012年12月
大阪府	住宅支援部 北大阪	2018年4月
大阪府	住宅支援部 南大阪	2018年4月
岡山県	住宅支援部 岡山	2015年1月
福岡県	住宅支援部 福岡	2012年6月
福岡県	住宅支援部 北九州	2018年6月
沖縄県	住宅支援部 沖縄	2017年6月

2 当社が展開する「訪問看護ステーション デューン」について

訪問看護ステーションについて

当社の訪問看護においては、精神疾患を持つ方に対して、退院後若しくは在宅療養中の利用者の精神症状を観察・評価しつつ、通院や服薬確認・指導を行って治療を継続し、時には医師や医療機関の精神保健福祉士、行政機関の保健師等と連携し、病状が安定するような医療的な関わりを持っております。それとともに、食事や掃除、洗濯、金銭管理、買い物などといった日常生活の状況を観察・評価し、病状によりそれらが困難となった生活能力を補うような援助を行い、日常生活における家族間をはじめとした人間関係の調整を図るなどのサポートを行うことで、利用者が普通の日常生活を営めるよう、訪問看護ステーション（注3）（当社ブランド名「訪問看護ステーション デューン」）の事業所及び営業所（出張所含む）（注4）を設け、2018年12月31日現在、167事業所及び30営業所（出張所含む）の運営を行っております。

（注3）訪問看護ステーション・・・訪問看護を行う事業所であり、事業を行うためには訪問看護を行う事業所毎に、介護保険法に基づく訪問看護の場合は都道府県知事の指定を、健康保険法（医療保険等）に基づく訪問看護の場合は地方厚生（支）局長の指定を受ける必要があります。精神疾患を持つ方に対する訪問看護は、精神科を標榜する医療機関及び「訪問看護ステーション」から提供されます。精神科を標榜する医療機関のうち、精神科病院においては、1982年に老人保健の施設として「老人訪問介護ステーション」という名称で創始されましたが、1992年から医療保険の指定訪問看護の一環として精神疾患患者への指定訪問看護を実施するようになりました。全国訪問看護事業協会の調査で、2018年4月1日時点の事業所及び営業所の数（実稼働数）は10,418拠点となっております。

（注4）営業所（出張所含む）・・・本体の訪問看護ステーションと同一都道府県にあり、利用者宅が散在していたり、交通が不便で多くの時間を費やし、効果的な訪問看護ができない地域において、本体の事業所の一体的運営のもとに営業所（出張所含む）の設置が認められています。本体の事業所と営業所（出張所含む）を含めて常勤換算で2.5人以上の員数が必要となります。一般的に「サテライト」と称します。

当社の「訪問看護ステーション デューン」の特徴

a. 精神疾患を持つ方に対する訪問看護を行う専門力

当社は、精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。訪問看護は、国家資格若しくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師が訪問看護を行っております。利用いただく方に対して、専門知識と現場経験による高い専門性に基づいたサポート及びサービスを提供しております。

b. 広範囲に展開していることによる対応力

47都道府県において精神科に特化した訪問看護の事業会社として、事業所及び営業所（出張所含む）を広範囲に展開しており、それら各地において培った知識やネットワークを組織として共有することで、利用者の様々な要望や悩みに臨機応変に対応しております。

また、培ったノウハウを社内の人材育成に活かし、さらにきめ細かく対応できるように取り組んでおります。

c. 地域に根ざした連携力

在宅医療において、訪問看護を利用いただく方を地域で支えていくためには、地域の住民をはじめとした支援施設・団体を知り、それぞれの専門性を活かし連携を密に行うことが必要であります。病院等特定の系列に属さない独立型の当社は、より広域かつ柔軟な連携ができ、地域の方の支援を最大限に活用したサービスを提供しております。その他、当社の特徴といたしましては後述（下記 h.）のとおりとなっております。

d. 精神疾患を持つ方に対し、特定の看護師が、専属的に訪問看護を行うのではなく、複数の看護師がシフト制にて訪問看護を実施しております。利用者の病状の共有化を行う事により臨機応変に対応でき、また精神疾患を持つ方が、地域社会において今まで以上に自立した生活ができるようなアドバイスをすることで自立心育成の訓練にも繋がっております。

e. 当社は、訪問看護計画書、訪問看護報告書、情報提供書の提出を郵送で行うだけでなく、状態のよくない精神疾患を持つ方が通院している医療機関や居住地域の行政機関を直接訪問し、訪問看護報告書及び情報提供書の説明をすることで精神疾患を持つ方の状況を詳細に報告・共有し、各方面からの最適なサポート体制が構築できるよう努めております。

f. 医療保護入院（注5）、措置入院（注6）等で入院することになった人や、2005年より施行された医療観察法（注7）対象者も、当社では医療観察法指定医療機関申請を行った上で訪問いたします。また、病状が重いために、どのように接したらいいのか対応が分からず受け入れを躊躇されるような精神疾患を持つ方でも、当社には精神科に特化していることによる様々な症状の対応実績や、対応できるノウハウがあるため、依頼を受けることができます。

（注5）医療保護入院・・・指定医の診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度。

（注6）措置入院・・・・・・2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度。

（注7）医療観察法・・・・・・心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人等）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。

g. 事業所から遠方の地域に居住している当社を利用する精神疾患を持つ方への交通費は、本来請求することができます。しかしながら当社では、症状により就労が困難である方の割合が高いこともあり、全ての利用者の方に対して交通費を請求しておりません。

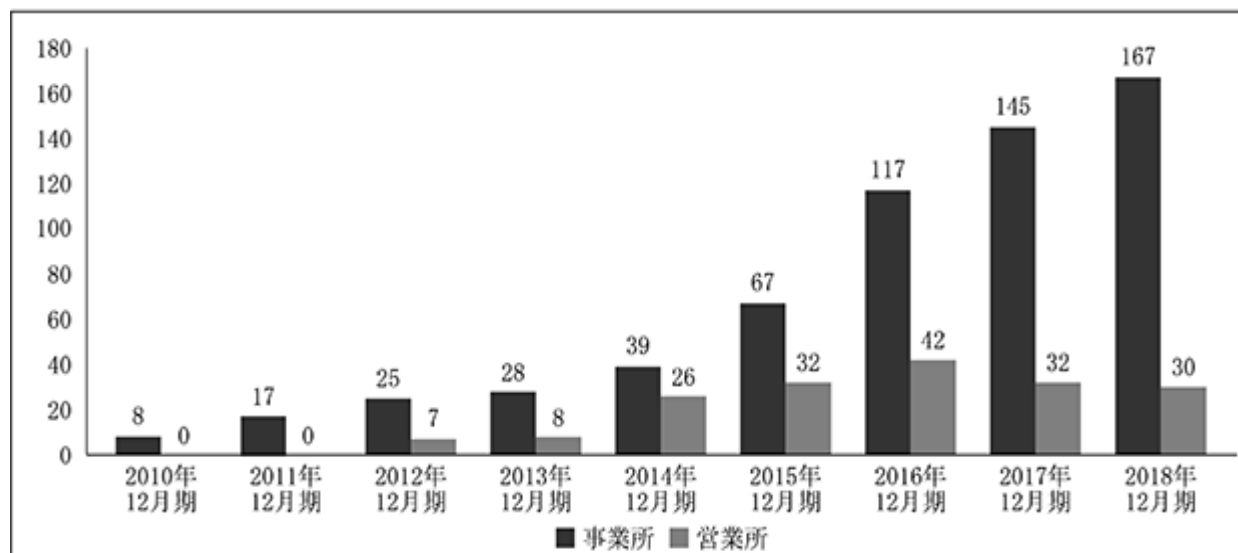
h. 当社では、主たる事業所と一体的に運営する営業所（出張所含む）を活用し、広域にわたるネットワークを張り巡らし、迅速に、精神疾患を持つ方へ対応できる体制を整えております。営業所（出張所含む）を設けることで、情報交換の中継基地として看護師同士がコミュニケーションをとって情報を共有し、より緻密な訪問看護を行っております。

i. 開設・展開に係る方針といたしましては、厚生労働省が調査した、地域保健医療基礎統計を中心にニーズのある地域で、精神障がい総患者数の総数の上位の都道府県は開設することを前提としております。エリア別・ターゲット別（国勢調査データ）のデータ集積を行い、以下のような具体的な条件を参考に事業所等の開設候補地域の選定を行っております。

a. 都道府県-指定都市-中核市別にみた保険指標総覧、病院数、および看護師就業人数

b. 精神障害者数、精神科医療機関数、病床数、精神科入院期間比較、および措置入院数等を比較して、精神患者数が多く、入院期間が短いエリア。

事業年度末事業所及び営業所（出張所含む）数



2018年12月31日現在

都道府県	名称	開設年月
北海道	訪問看護ステーション デューン札幌	2010年8月
北海道	訪問看護ステーション デューン札幌西	2016年1月
北海道	訪問看護ステーション デューン江別	2016年7月
北海道	訪問看護ステーション デューン札幌北 (注)1	2018年4月
北海道	訪問看護ステーション デューン札幌東 (注)1	2018年11月
青森県	訪問看護ステーション デューン青森	2016年5月
岩手県	訪問看護ステーション デューン盛岡	2014年9月
岩手県	訪問看護ステーション デューン北上	2017年6月
宮城県	訪問看護ステーション デューン仙台	2011年10月
宮城県	訪問看護ステーション デューン泉	2013年1月
宮城県	訪問看護ステーション デューン泉 宮城野営業所	2017年6月
秋田県	訪問看護ステーション デューン秋田	2015年8月
山形県	訪問看護ステーション デューン山形	2016年1月
福島県	訪問看護ステーション デューン郡山	2016年6月
福島県	訪問看護ステーション デューン福島 (注)1	2018年9月
茨城県	訪問看護ステーション デューン水戸	2016年8月
栃木県	訪問看護ステーション デューン宇都宮	2016年2月
栃木県	訪問看護ステーション デューン小山	2017年6月
栃木県	訪問看護ステーション デューン那須塩原 (注)1	2018年2月
群馬県	訪問看護ステーション デューン高崎	2016年3月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン越谷	2012年2月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン大宮	2012年2月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン川越	2012年2月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン富士見	2014年10月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン熊谷	2015年3月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン川口	2016年1月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン上尾	2016年5月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン武蔵浦和	2016年9月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン春日部	2016年12月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン坂戸	2017年3月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン所沢	2017年5月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン加須 (注)1	2018年4月
埼玉県	訪問看護ステーション デューン大宮東 (注)1	2018年9月
千葉県	訪問看護ステーション デューン船橋	2012年2月
千葉県	訪問看護ステーション デューン千葉	2012年3月
千葉県	訪問看護ステーション デューン千葉 鎌取出張所 (注)1	2018年8月
千葉県	訪問看護ステーション デューン千葉 佐倉出張所	2015年2月
千葉県	訪問看護ステーション デューン松戸	2015年3月
千葉県	訪問看護ステーション デューン幕張	2016年1月
千葉県	訪問看護ステーション デューン市川	2016年12月
千葉県	訪問看護ステーション デューン津田沼	2017年6月

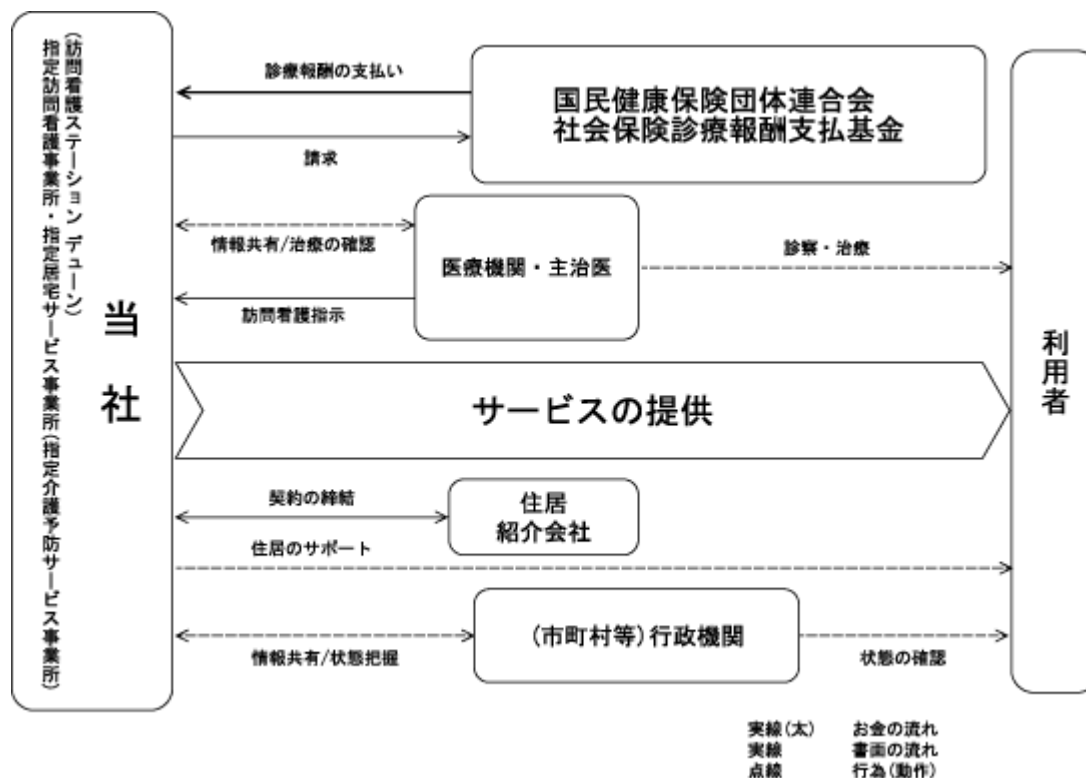
都道府県	名称	開設年月
東京都	訪問看護ステーション デューン東京	2010年10月
東京都	訪問看護ステーション デューン大森	2011年11月
東京都	訪問看護ステーション デューン八王子	2012年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン町田	2012年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン町田 多摩営業所	2016年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン町田 鶴川営業所	2017年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン葛飾	2012年6月
東京都	訪問看護ステーション デューン葛飾 金町営業所	2016年6月
東京都	訪問看護ステーション デューン新宿	2012年7月
東京都	訪問看護ステーション デューン新宿 豊島営業所	2014年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン新宿 文京営業所	2014年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン新宿 神楽坂営業所	2016年5月
東京都	訪問看護ステーション デューン世田谷	2012年7月
東京都	訪問看護ステーション デューン世田谷 幡ヶ谷営業所	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン世田谷 烏山営業所	2016年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン足立	2012年7月
東京都	訪問看護ステーション デューン足立 王子営業所	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン練馬	2012年12月
東京都	訪問看護ステーション デューン練馬 大泉営業所	2016年9月
東京都	訪問看護ステーション デューン江戸川	2013年11月
東京都	訪問看護ステーション デューン江戸川 一之江営業所	2017年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン江東	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン板橋	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン板橋 東武練馬営業所	2016年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン府中	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン品川	2014年1月
東京都	訪問看護ステーション デューン品川 目黒営業所	2014年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン荒川 (注)2	2014年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン武蔵野	2015年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン武蔵野 立川営業所	2015年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン武蔵野 東久留米営業所	2016年3月
東京都	訪問看護ステーション デューン月島	2015年4月
東京都	訪問看護ステーション デューン大森	2016年2月
東京都	訪問看護ステーション デューン多摩境 (注)3	2016年12月
東京都	訪問看護ステーション デューン高円寺 (注)4	2016年12月
東京都	訪問看護ステーション デューン大島 (注)5	2017年4月
東京都	訪問看護ステーション デューンお花茶屋	2017年6月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン横浜	2012年2月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン川崎	2015年1月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン小田原	2017年4月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン藤沢	2017年11月
神奈川県	訪問看護ステーション デューン相模原 (注)1	2018年7月
新潟県	訪問看護ステーション デューン新潟	2016年1月
新潟県	訪問看護ステーション デューン阿賀野 (注)1	2018年3月
富山県	訪問看護ステーション デューン富山	2015年11月
石川県	訪問看護ステーション デューン金沢	2016年1月
福井県	訪問看護ステーション デューン福井	2015年9月
山梨県	訪問看護ステーション デューン甲府	2016年8月
長野県	訪問看護ステーション デューン長野	2016年12月
長野県	訪問看護ステーション デューン松本 (注)1	2018年6月
岐阜県	訪問看護ステーション デューン岐阜	2016年2月
静岡県	訪問看護ステーション デューン浜松早馬	2016年9月
愛知県	訪問看護ステーション デューン名古屋	2011年7月
愛知県	訪問看護ステーション デューン名古屋 藤が丘営業所	2015年2月
愛知県	訪問看護ステーション デューン熱田	2013年6月
愛知県	訪問看護ステーション デューン西三河	2015年4月
愛知県	訪問看護ステーション デューン一宮	2016年11月
愛知県	訪問看護ステーション デューン中村 (注)1	2018年2月
三重県	訪問看護ステーション デューン四日市	2016年9月
滋賀県	訪問看護ステーション デューン草津	2015年5月
京都府	訪問看護ステーション デューン京都	2014年5月
京都府	訪問看護ステーション デューン二条	2015年3月
京都府	訪問看護ステーション デューン宇治	2016年5月
京都府	訪問看護ステーション デューン山科	2016年7月
京都府	訪問看護ステーション デューン伏見桃山 (注)1	2018年4月
大阪府	訪問看護ステーション デューン	2003年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン西大阪	2010年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン西大阪 本町営業所	2017年3月

都道府県	名称	開設年月
大阪府	訪問看護ステーション デューン北大阪	2005年8月
大阪府	訪問看護ステーション デューン北大阪 十三営業所	2016年4月
大阪府	訪問看護ステーション デューン北大阪 上新庄営業所	2017年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン南大阪	2005年12月
大阪府	訪問看護ステーション デューン南大阪 高石営業所 (注)1	2018年5月
大阪府	訪問看護ステーション デューン京阪	2010年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン京阪 星田出張所	2017年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン泉佐野	2011年12月
大阪府	訪問看護ステーション デューン泉佐野 阪南営業所 (注)1	2018年4月
大阪府	訪問看護ステーション デューン河内長野	2012年8月
大阪府	訪問看護ステーション デューン河内長野 富田林営業所	2016年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン河内長野 三日市営業所	2016年12月
大阪府	訪問看護ステーション デューン東大阪	2013年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン平野	2014年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン住之江	2014年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン住之江 住吉営業所	2015年10月
大阪府	訪問看護ステーション デューン堺中区	2014年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン天王寺	2014年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン豊中	2014年8月
大阪府	訪問看護ステーション デューン豊中 石橋営業所	2017年6月
大阪府	訪問看護ステーション デューン浪速	2014年8月
大阪府	訪問看護ステーション デューン松原	2014年12月
大阪府	訪問看護ステーション デューン大阪福島	2015年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン岸和田	2015年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン吹田	2015年9月
大阪府	訪問看護ステーション デューン茨木	2016年3月
大阪府	訪問看護ステーション デューン門真	2016年6月
大阪府	訪問看護ステーション デューン和泉府中	2016年9月
大阪府	訪問看護ステーション デューン天満	2017年1月
大阪府	訪問看護ステーション デューン東住吉	2017年2月
兵庫県	訪問看護ステーション デューン尼崎	2015年3月
兵庫県	訪問看護ステーション デューン神戸	2015年6月
兵庫県	訪問看護ステーション デューン宝塚	2017年4月
奈良県	訪問看護ステーション デューン奈良	2014年4月
奈良県	訪問看護ステーション デューン橿原	2015年3月
奈良県	訪問看護ステーション デューン生駒	2017年6月
和歌山県	訪問看護ステーション デューン和歌山	2015年2月
鳥取県	訪問看護ステーション デューン米子	2015年10月
島根県	訪問看護ステーション デューン松江	2016年1月
岡山県	訪問看護ステーション デューン岡山	2014年1月
岡山県	訪問看護ステーション デューン倉敷	2016年2月
岡山県	訪問看護ステーション デューン岡山西大寺	2016年11月
岡山県	訪問看護ステーション デューン岡山西口	2016年12月
岡山県	訪問看護ステーション デューン岡山南	2017年5月
岡山県	訪問看護ステーション デューン新倉敷 (注)1	2018年4月
広島県	訪問看護ステーション デューン広島	2011年10月
広島県	訪問看護ステーション デューン福山	2015年4月
広島県	訪問看護ステーション デューン呉	2015年10月
広島県	訪問看護ステーション デューン広島西	2016年9月
広島県	訪問看護ステーション デューン東広島 (注)1	2018年8月
山口県	訪問看護ステーション デューン山口	2016年7月
山口県	訪問看護ステーション デューン下関	2017年6月
徳島県	訪問看護ステーション デューン徳島	2016年6月
香川県	訪問看護ステーション デューン高松	2015年4月
愛媛県	訪問看護ステーション デューン松山	2015年10月
高知県	訪問看護ステーション デューン高知	2016年7月
福岡県	訪問看護ステーション デューン福岡	2010年10月
福岡県	訪問看護ステーション デューン北九州	2011年7月
福岡県	訪問看護ステーション デューン久留米	2012年1月
福岡県	訪問看護ステーション デューン太宰府	2014年3月
福岡県	訪問看護ステーション デューン中間	2014年5月
福岡県	訪問看護ステーション デューン門司	2015年2月
福岡県	訪問看護ステーション デューン八幡	2015年10月
福岡県	訪問看護ステーション デューン柳川	2016年6月
福岡県	訪問看護ステーション デューン姪浜	2016年10月
福岡県	訪問看護ステーション デューン小倉南	2016年10月
福岡県	訪問看護ステーション デューン福岡東	2017年6月
佐賀県	訪問看護ステーション デューン佐賀	2014年2月

都道府県	名称	開設年月
佐賀県	訪問看護ステーション デューン鳥栖	2017年6月
長崎県	訪問看護ステーション デューン佐世保	2016年3月
長崎県	訪問看護ステーション デューン長崎 (注)1	2018年7月
熊本県	訪問看護ステーション デューン熊本	2011年3月
熊本県	訪問看護ステーション デューン南熊本	2015年6月
熊本県	訪問看護ステーション デューン光の森	2016年10月
熊本県	訪問看護ステーション デューン八代	2017年5月
熊本県	訪問看護ステーション デューン東熊本 (注)1	2018年4月
熊本県	訪問看護ステーション デューン西熊本 (注)1	2018年11月
大分県	訪問看護ステーション デューン大分	2015年10月
大分県	訪問看護ステーション デューン別府	2016年10月
大分県	訪問看護ステーション デューン佐伯	2017年6月
大分県	訪問看護ステーション デューン中津 (注)1	2018年4月
宮崎県	訪問看護ステーション デューン宮崎	2011年10月
宮崎県	訪問看護ステーション デューン南宮崎	2015年7月
宮崎県	訪問看護ステーション デューン都城	2016年10月
宮崎県	訪問看護ステーション デューン西都 (注)1	2018年7月
鹿児島県	訪問看護ステーション デューン鹿児島	2012年1月
鹿児島県	訪問看護ステーション デューン谷山	2015年6月
沖縄県	訪問看護ステーション デューン沖縄	2017年4月

- (注) 1 当事業年度中に開設した拠点であります。
- 2 デューン足立 荒川営業所より形態を変更いたしました。(2018年10月)
- 3 デューン町田 多摩境営業所より形態を変更いたしました。(2018年9月)
- 4 デューン東京 高円寺営業所より形態を変更いたしました。(2018年10月)
- 5 デューン江東 大島営業所より形態を変更いたしました。(2018年11月)
- 6 デューン西大阪 福島営業所より形態を変更いたしました。(2018年6月)
- 7 デューン姫路は2018年8月に閉鎖いたしました。

当社の事業系統図を示すと以下のとおりとなります。



(参考)

1. 訪問看護と訪問介護の違い

	訪問看護	訪問介護
対象となる患者	肉体的・精神的疾患を抱える在宅療養者	高齢者、障がい者
根拠となる法令	健康保険法、介護保険法、障害者総合支援法	介護保険法、障害者総合支援法
従事する有資格者	正看護師、准看護師、保健師	ホームヘルパー等
ケアの内容	「医療行為」を基本に利用者の健康・生活状態全般	身体介護、生活援助
利用料	医療保険適用：訪問看護に要する費用（基本療養費、管理療養費、各加算等）の1～3割 介護保険適用：訪問看護に要する費用（各加算等）の1割 自立支援医療制度受給者の方について負担軽減 生活保護受給者の方に関して負担なし	介護保険適用：訪問介護に要する費用（各加算等）1割 生活保護受給者の方に関して負担なし

2. 精神疾患を持つ方に対する訪問看護の現状について

我が国は、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会に伴う医療福祉などの社会保障費の増大、税収の減少などが要因となり、大幅な財政状況の悪化に陥っております。その状況を改善するため、社会保障費の抑制を図っていく必要があるものと考えられます。医療費の中の一般診療医療費については、入院費と入院外費（外来通院費）があり、共に年々増加傾向にあります。2017年度の入院費は17.0兆円（対前年比2.6%増）、入院外費は14.4兆円（対前年比1.6%増）となっております。入院費を削減するためには、在宅医療を整備する必要があり、訪問看護の整備が急務とされております。（厚生労働省 2017年度医療費の動向より数値を参照）

現在、日本国内では団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念されている所謂「2025年問題」への対策を進めています。現在、全国の医療機関において統合失調症などで精神科に入院している患者は全体で28万9千人ですが、この内64%を占める長期入院患者を2020年度末までに2万8千～3万9千人削減する事を目標として設定しています。

在宅治療を行なっている精神疾患を持つ方の中には、自身が病気であるという「病識」が乏しいため、服薬が中断し、通院治療（注8）までもが中断に至ってしまうケースが少なくありません。そのため、症状が再発ないし悪化し、迷惑行為（注9）や逸脱行為（注10）が出現し、日常生活が困難となり、その結果、再入院に至ってしまうケースが多くあり、在宅治療が中断しやすい傾向にあります。そのため、入院期間の短縮化や退院後の在宅治療における医療的な側面からサポートを行う訪問看護が必要不可欠となっております。

（注8）通院治療・・・入院等することなく自宅から医療機関に赴き治療を行う事。

（注9）迷惑行為・・・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等で、地域の住民生活の平穩を阻害させる行為。

（注10）逸脱行為・・・社会や集団における社会的規範や価値観から逸脱した行為。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,208 [23]	39.7	2.0	4,301

事業部門別の名称	従業員数(名)
居宅事業部門	1,168[13]
全社(共通)	40[10]
合計	1,208[23]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
- 2 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
なお、臨時従業員とは、正社員以外の直接雇用者(契約社員、パート社員)であります。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 平均年間給与は、中途入社者、臨時従業員を除く期末在籍者数を基に計算しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」を経営理念とし、次の行動指針を掲げ、事業の発展及び株主利益の拡大と同時に地域社会へ貢献していくことを目指しています。

(行動指針)

いついかなる時も人として良識と倫理観を持ち責任ある行動をとります。

利用者様最優先：常に利用者様を第一に考え、迅速に対応いたします。

地域密着：地域社会と連携できるよう、自分の目と耳で確かめます。

プロ意識：すべてのサービスにおいて最高水準を目指します。

チャレンジ：新しいことに積極的に挑戦し、自己改革に取り組みます。

社会奉仕：社会奉仕の精神をもって、地域と良好な関係を築きます。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当社は後述する中期経営計画において、社会的課題の解決に向けた次世代の医療サービス提供を可能とする企業を目指しております。その結果として2025年12月期までのPHASE 3において営業利益率10%以上を実現することとしておりますが、営業利益率10%以上は目標としているものではなく、目指す企業像の達成の結果として実現するものととらえております。

なお当社は、その業態から労務費が費用の構成の主要な項目となります。今後も積極的な事業所及び営業所の開設を実施していく中、看護師採用も通年で行ってまいります。このように拠点開設・人員採用により費用負担が増加するため、売上の確保が企業業績に大きな影響を及ぼします。このため当社では、訪問における移動効率及び稼働率の向上を図り、売上を継続的に伸長させることを重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社は、日本国内における団塊の世代が75歳を超え、後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となるいわゆる「2025年問題」を迎えるにあたり、精神科訪問看護サービスにおけるこれまでの企業運営方法や職場環境を見直し、社会的課題の解決に向けた次世代の医療サービス提供を可能とする企業を目指し、2019年2月8日に中期経営計画「NEXT FIELD 2025」を策定いたしました。なお、本中期経営計画は当社WEBサイトに掲載しております。

また、文中の将来に関する事項は、本中期経営計画策定日現在において当社が判断したものであります。

本計画における戦略は次の通りです。

・新規案件獲得を目指したネットワークの構築強化と企業体質改善

医療機関や行政などに対して精神科訪問看護サービスの理解浸透を図るとともに、ドミナント方式をベースとした新規出店を継続してまいります。また、業績に大きな影響を及ぼす看護師等の採用については、現在の主力である紹介エージェント企業との戦略的な関係を構築するとともに、採用WEBサイトを活用した直接採用や従業員紹介による採用の比率を向上させてまいります。

・定量的分析による客観的データに基づいた教育とターゲットの拡大

現在の経営体制発足以来、注力している教育専任室による社内教育についての継続拡大を図るとともに社外の有識者や企業・団体との戦略的提携の強化を図ってまいります。

・次の飛躍的成長に向けた事業運営体制の改革と安定化

2019年12月期までをPHASE1として「企業体質改善とインフラ整備による安定的成長」を図ります。2020年12月期から2022年12月期まではPHASE2として「医療サービス拡充とアライアンス強化による次世代成長エンジンの構築」を行ってまいります。2023年12月期から2025年12月期まではPHASE3として「訪問看護の社会インフラとしてあらゆる地域で医療・福祉サービスを提供」できる企業として、営業利益率10%以上を実現してまいります。

・各種戦略の立案と実行体制の整備による成果の追求

コーポレート戦略本部、居宅事業本部及び管理本部の三本部体制による組織マネジメントの強化を図り、経営陣の意思決定を迅速に実行し、成果を追求してまいります。

・安定した企業組織運営の実現

以前は、社内の指標として月間訪問件数やその成長率を重視し、現場の職場環境や勤務実態を含めた複合的な組織マネジメントがややもすれば軽視される傾向にあったことなどから、看護師の在職年数が非常に短くなっていました。それが現場OJTの機能不全、労務費の増大や欠員補充のための採用時の紹介エージェント企業に対する紹介手数料の増大を招き、収益性の低下につながっていました。当社ではこれを事業上の最重要課題と認識し、現経営体制発足以来、改善施策を進め平均在職年数の改善に努めており、今後も従業員の安定的な定着に向けた施策を実施してまいります。

また、引き続き内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理を始めとしたコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であり、当社株式等に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も合わせて慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

文中における将来に係る事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業展開のための人員確保について

当社は精神疾患を持つ方への訪問看護を展開するにあたり、事業所及び営業所（出張所含む）数の拡大に伴う看護師の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び利用者ニーズの高い住居提供サービス等を充実させ、地域周辺のコミュニケーションを進めていくことで、事業間の相乗効果を図っていく方針であります。

求職している看護師の中で、精神科に従事した経験の有する看護師を見出すことには限界があると考えられます。当社では、精神科が初めての看護師でも安心して働けるようにOJT制度による木目細かい育成を行い、管理職に対するマネジメント研修を行うなど社内教育体制等を整えて、安定した看護師の人員確保に努めております。しかし、今後、安定した看護師の採用及び看護師の確保が行えない場合や、当社人員計画と大幅に乖離した場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訪問看護事業に関する法的規制について

訪問看護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社は、「医療保険制度」「介護保険制度」それぞれに基づく訪問看護を行っております。医療保険制度に基づく診療報酬は、2年に1回、介護保険制度に基づく介護報酬は、3年に1回改定が行われます。

2018年度では診療報酬と介護報酬の同時改定が実施されましたが、在宅医療にとっては大きな変動は無く、当社にとっては、ほとんど影響のない内容でした。しかし、今後診療報酬及び介護報酬の見直しにより大幅な下方の改定が行われた場合には、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

訪問看護事業に必要な指定に係るリスク

当社は訪問看護の事業を行うために、介護保険法に基づく「指定居宅サービス事業者」の指定を都道府県知事から受けております。また、医療保険の訪問看護を行うために、健康保険法に基づく「指定訪問看護事業者」の指定を受けております。それぞれの指定には、従業者の資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を遂行する必要があります。訪問看護事業に必要な指定に関しましては、以下の通りとなっております。

(許認可等の状況)

取得	所管官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社 各事業所	都道府県	指定居宅サービス事業者	介護保険法の訪問看護	6年毎の更新	介護保険法 第77条(指定の取消し等)
		指定居宅介護予防サービス事業者	介護保険法の介護予防訪問看護		介護保険法 第84条(指定の取消し等)
	厚生労働省 地方厚生局	指定訪問看護事業者	健康保険法の訪問看護		健康保険法 第95条(指定の取消し等)

当社では、看護師の入退職及び事業所及び営業所（出張所含む）の開設・移転時に、居宅事業本部からの情報を受けて管理本部が必要な準備・手続きをしていくという内部牽制によって、基準の確認及び変更に必要な届出を怠らないように細心の注意を払っております。しかし、万が一、これら基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等を不正に請求した場合などにおいては、指定の取消または停止処分を受ける可能性があり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自立支援医療(公費負担医療)に係るリスク

当社は、精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。心身障がい者等が、心身の障がいの状態の軽減を図れるよう障害者総合支援法による自立支援医療(公費負担医療)を提供するため、当社は障害者総合支援法に基づく「指定自立支援医療機関(精神通院医療)」の指定を都道府県知事から受けており、当社の利用者の大半が「障害者総合支援法」の制度の適用を受けております。

当社は「訪問看護事業に必要な指定に係るリスク」で記載しました通り、社内において細心の注意を払い管理しておりますが、万が一「指定居宅サービス事業者」または、「指定訪問看護事業者」の指定要件が満たせなくなった場合、利用者に対して自立支援医療(公費負担医療)を提供できず訪問看護利用料の利用者負担割合が増し、利用者が訪問看護を利用しにくくなり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、自立支援医療(公費負担医療)の制度改定が行われた場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟リスクについて

当社の看護師は、主治医の指示書に基づき訪問看護を行っております。また、当社は訪問看護を提供する看護師に対して、社内及び外部機関を利用した徹底した教育研修を実施し、多様な状況に対応出来るためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応出来るように取り組んでおります。

しかし、利用者の病状悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報の漏洩について

当社は事業を運営するにあたり、利用者あるいはその家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社は、情報管理につきまして情報漏洩防止の厳重な対策を講じていますが、万が一システム等から情報が流出するなどして、当社の信用が低下した場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 風評等の影響について

当社の事業は、利用者やその家族のみならず地域住民や行政・医療機関に係る方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しております。当社の従業員には企業理念を浸透させ、安定的かつ質の高い訪問看護を提供するよう指導、教育を行っております。しかしながら従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 大規模な災害や感染症流行の影響について

当社は全国的に事業所及び営業所(出張所含む)を開設し事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等災害の発生により事業所及び営業所(出張所含む)や看護師並びに利用者が損害を被った場合、また、全国的なインフルエンザ等の感染症が流行して看護師等が感染した場合等、訪問活動が出来ない事態が生じることで経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

(7) 利益還元について

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保・育成及び事業所及び営業所の新規開設にかかる設備投資を行うため、また迅速な経営に備える為、内部留保の充実が重要であると認識しております。しかし、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しており、2015年12月期より期末配当を実施いたしております。今後も、財務状態及び経営成績を勘案しながら配当の実施を行っていく方針であります。しかしながら、当社の業績が計画通り進展しない場合、当社の業績が悪化した場合等には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(8)過去の経営成績の推移について

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	3,023,800	4,351,594	6,089,989	8,024,732	9,392,475
経常利益 (千円)	443,855	486,543	488,893	561,188	513,639
当期純利益 (千円)	231,326	264,329	250,717	315,608	238,244

当社は、第11期以降第16期までの間、当期純利益を計上しています。この間も引き続き積極的な事業所及び営業所（出張所含む）の開設及び人員増加に伴う労務費等の先行コストは増加しましたが、それを吸収できるだけの売上確保ができたことによります。しかしながら、引き続き全国規模での拠点開設を推し進める中、各種費用負担の増加が当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析、検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。また当社は居宅事業部門の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

(1) 財政状態

（資産）

当事業年度末の資産合計は3,258,658千円となり、前事業年度末から281,904千円増加しました。増収に伴い売掛金が増加したほか、現金及び預金や差入保証金が増加するなどしました。

（負債）

当事業年度末における負債合計は1,121,746千円となり、前事業年度末から99,154千円増加しました。未払法人税等が減少するなどしましたが、従業員数の増加に伴うなどして給料等に係る未払金や退職給付引当金が増加するなどしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は2,136,912千円となり、前事業年度末から182,750千円増加しました。繰越利益剰余金が増加するなどしました。

財政状態全般につきましては、業容の拡大に伴い、売掛金や差入保証金が増加することにより総資産が増加しております。

(2) 経営成績

当事業年度における我が国の経済は、雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調が継続してまいりました。一方、米国と中国の通商問題や欧州の政局不安など、景気の先行きについては不透明な状況が継続しております。

我が国の医療環境については、6年に1度の診療報酬と介護報酬の同時改定が実施されました。団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年に向け、どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）が改定に際しての基本認識の一つとされ、今後も質の高い在宅医療・訪問看護の確保の重要性が高まっていくものと考えております。同時に他の業界と同じく医療業界においても人手不足が顕著になっており、人員の確保が重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は事業所1ヶ所を閉鎖したものの、新たに事業所を18ヶ所、営業所を3ヶ所開設し、5営業所を事業所化するなど、引き続き訪問看護事業の拠点開設を進めるとともに、業績に大きく影響する看護師を始めとする人員の確保及び看護の質の向上のための人材育成に注力してまいりました。人材育成の結果、新規採用の看護師が単独での訪問を開始するまでの時間は短縮されましたが、看護師の採用に際しての選考基準をより厳格化したことや、主に都市部における看護師の需給バランス悪化の影響などから、特に第2四半期において看護師の確保が進まず、予定していた看護師数の充足が第4四半期にずれ込むこととなりました。

以上により、当事業年度における売上高は9,392,475千円となり、前年同期に比べて1,367,742千円、17.0%の増収となりました。利益面では、拠点数の増加に伴う家賃負担や人件費負担が増加したほか、採用に係る手数料などの販売費及び一般管理費も増加したことなどから営業利益は523,550千円となり、前年同期に比べて40,406千円、7.2%の減益となりました。経常利益については513,639千円となり、前年同期に比べて45,548千円、8.5%の減益となりました。当期純利益は退任役員に対する特別功労金（損益計算書の表示は役員退職慰労金）49,600千円を支払ったことなどから、238,244千円となり、前年同期に比べ77,364千円、24.5%の減益となりました。

当社は居宅事業部門の単一セグメントであります。その売上の状況は次の通りです。

（居宅事業部門）

当事業年度における居宅事業部門の売上高は9,392,475千円となり、前年同期に比べて1,367,742千円、17.0%の増収となりました。

訪問看護売上は、事業所及び営業所（以下、「事業所等」という）の新規開設並びに前事業年度中に開設した事業所等の通期稼働等により8,861,385千円となり、前年同期に比べて1,324,941千円、17.6%の増収となりました。

賃貸（住宅支援）売上については、訪問看護との連携強化により引き合いが増加するなどし、新規契約件数が増加したことから531,090千円となり、前年同期に比べて42,801千円、8.8%の増収となりました。

当社では、増加する利用者数に対応するため、適切な数の看護師の確保と配置を進めることが業績に大きく影響を及ぼします。また、質の高い看護を提供することを重視しており、新規採用した看護師に対して、OJTなどによる所定の教育を行うため、実際に単独での訪問を開始できるまで一定の時間を要することとなります。

当事業年度におきましては、看護師の採用が特に第2四半期において予定通り進まなかったことなどから、売上が当初予算に達しませんでした。一方、費用については看護師の数が第4四半期にかけて当初予定に近づいたことなどから人件費負担が増加したほか、採用費用が増加するなどし、前年同期比で減益となっております。今後も効率的な看護師の採用を進めるとともに、安定的な定着に向けた施策を実施することで、看護師数を確保してまいります。

なお、生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第16期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
居宅事業部門	9,392,475	117.0
合計	9,392,475	117.0

(注) 1 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の実績を記載しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第15期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		第16期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	971,595	12.1	1,086,945	11.6
社会保険診療報酬支払基金 東京支部	832,166	10.4	961,229	10.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は828,026千円となり、前事業年度末に比べて61,449千円増加しました。

なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、201,562千円の資金増加（前年同期は255,957千円の資金増加）となりました。これは法人税等の支払額が293,789千円であったほか、増収に伴い売上債権の増加額が165,082千円となったものの、税引前当期純利益を465,959千円計上したほか、給与等に係る未払金の増加額が121,259千円となったことなどによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、81,439千円の資金減少（前年同期は570,202千円の資金増加）となりました。これは基幹システムに係る無形固定資産の取得による支出を40,250千円、新拠点の事務所などに係る差入保証金の差入れによる支出を29,579千円行ったことなどによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、58,673千円の資金減少（前年同期は411,337千円の資金減少）となりました。自己株式の処分による収入が9,601千円あったものの、配当金の支払額が64,728千円となったことなどによります。

前事業年度につきましては、保有不動産の見直しを実施し、賃貸用マンションの売却を実施したことから、投資活動によるキャッシュ・フローが大きく収入超過となり、当該不動産取得に係る借入金を一括返済したことから財務活動によるキャッシュ・フローは大きな支出超過となりました。当事業年度についてはそのような特殊要因がないため、投資活動によるキャッシュ・フローは支出超過となりましたが、財務活動によるキャッシュ・フローの支出超過額は減少致しました。

資本の財源及び資金の流動性については、当社の主な資金使途は、従業員の給料手当等の労務費のほか、新規出店に係る開業費用及び社内システムに対する投資費用となっておりますが、これらは自己資金を財源としております。また、一時的な支出に備えて短期運転資金を金融機関から借り入れることがあります。取引金融機関とは良好な関係を構築しており、比較的低金利での借り入れが可能な状況にあります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度に実施いたしました設備投資等の総額は61,298千円（ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の取得を含み、ソフトウェア仮勘定からソフトウェアへの振替額を除く）であります。主なものは、事業所、営業所(出張所含む)の請求事務の円滑化のためのソフトウェア41,229千円であります。

2 【主要な設備の状況】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (大阪市北区)	本社機能	15,411	—	6,359	130,854	4,029	156,654	25
北海道支店及び 訪問看護ステーション デューン札幌 (札幌市白石区)	支店 事業所	25,229	10,868 (256.53)	—	—	1,104	37,202	12
東京支店 (東京都新宿区)	支店	10,027	—	—	—	2,585	12,612	8
福岡支店 (福岡市中央区)	支店	10,413	—	—	—	993	11,407	3

- (注) 1 その他は工具、器具及び備品であります。
 2 現在休止中の主要な設備はありません。
 3 上記の金額は帳簿価額であり、消費税等を含めております。(但し、第9期より消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更したため、第9期以降に取得した有形固定資産についての消費税等は含まれておりません。)
 4 上記の他、他の者から賃借している主要な設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業の内容	賃借料 (千円)
本社 (大阪市北区)	本社機能	27,453
東京支店 (東京都新宿区)	支店	27,086

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2019年12月期において、21の事業所及び営業所の新拠点開設を計画しておりますが、1拠点当たりの設備投資額の重要性が乏しいため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,500,000
計	33,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,210,000	13,210,000	東京証券取引所 第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	13,210,000	13,210,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2014年2月26日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (2018年12月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名
新株予約権の数(個)	40 (注) 1、3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,365(注) 2、3
新株予約権の行使期間	2015年4月1日から 2022年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,365(注) 3 資本組入額 682.5(注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任または定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 本新株予約権者は、下記(a)及び(b)に掲げられる各条件を充たした場合に、割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。 (a) 2014年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%。 (b) 2015年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80% ただし、2014年12月期の経常利益が326百万円を下回っている場合には、(a)及び(b)の達成に係らず、本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。また、提出日の前月末(2019年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

- 3 2014年4月3日開催の取締役会決議により2014年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割、また、2014年9月25日開催の取締役会決議により2014年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - （5）新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記に定める行使期間の末日までとする。
 - （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。
 - （7）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - （8）その他新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定する。
 - （9）新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定する。
 - （10）その他条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年1月31日 (注) 1	5,000	1,284,500	3,500	541,235	3,500	511,235
2014年5月1日 (注) 2	5,138,000	6,422,500	—	541,235	—	511,235
2014年7月29日 (注) 3	100,000	6,522,500	141,050	682,285	141,050	652,285
2014年8月6日 (注) 4	30,000	6,552,500	42,315	724,600	42,315	694,600
2014年10月24日 (注) 5	6,552,500	13,105,000	—	724,600	—	694,600
2014年12月31日 (注) 6	70,000	13,175,000	4,900	729,500	4,900	699,500
2016年1月31日 (注) 7	35,000	13,210,000	2,450	731,950	2,450	701,950

- (注) 1 新株予約権の行使により、発行済株式総数が5,000株、資本金が3,500千円及び資本準備金が3,500千円増加しております。
- 2 2014年4月3日開催の取締役会決議により、2014年4月30日を基準日として2014年5月1日付で当社普通株式1株を5株に分割しております。
- 3 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 3,007 円
引受価額 2,821 円
資本組入額 1,410.50 円
- 4 有償一般募集（オーバーアロットメントによる売出しに關した第三者割当増資）
発行価格 3,007 円
資本組入額 1,410.50 円
割当先 いちよし証券株式会社
- 5 2014年9月25日開催の取締役会決議により、2014年10月23日を基準日として2014年10月24日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。
- 6 新株予約権の行使により、発行済株式総数が70,000株、資本金が4,900千円及び資本準備金が4,900千円増加しております。
- 7 新株予約権の行使により、発行済株式総数が35,000株、資本金が2,450千円及び資本準備金が2,450千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在

2016年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	22	34	96	62	14	11,265	11,493	—
所有株式数 (単元)	—	15,498	17,926	10,510	44,966	17	43,159	132,076	2,400
所有株式数 の割合(%)	—	11.73	13.57	7.96	34.05	0.01	32.68	100.00	—

(注) 自己株式217,928株は、「個人その他」に2,179単元、「単元未満株式の状況」に28株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	944,100	7.27
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM (常任代理人香港上海銀行 東京支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	760,000	5.85
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京 都港区港南2丁目15-1品川インターシ ティA棟)	591,000	4.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人香 港上海銀行東京支店カストディ 業務部)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本 橋3丁目11-1)	525,100	4.04
株式会社K・カンパニー	大阪府大阪市西区北堀江2丁目15-16	500,000	3.85
野村證券株式会社自己振替口	東京都中央区日本橋1丁目9-1	500,000	3.85
3D OPPORTUNITY MASTER FUND (常任代理人香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	PO BOX 309, UGLAND HOUSE, GRAND CAYMAN, KY1 1104, CAYMAN ISLANDS (東京 都中央区日本橋3丁目11-1)	494,300	3.80
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	394,400	3.04
野口 和輝	大阪市北区	394,000	3.03
JP MORGAN BANK LUXENBOURG S.A. 380578 (常任代理人株式会 社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港 南2丁目15-1品川インターシティA棟)	278,100	2.14
計	—	5,381,000	41.42

(注) 1 2019年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が2018年12月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,422,500	10.77
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	135,000	1.02
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	223,000	1.69
計	—	1,780,500	13.48

なお、当社は該当大量保有報告書(変更報告書)の記載に基づき、主要株主の異動を確認したため、2019年1月11日付で臨時報告書(主要株主の異動)を提出しております。

- 2 2019年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社が2018年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番1号JAビル	638,800	4.84

- 3 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	32,200	0.24
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	542,100	4.10
合計	—	574,300	4.35

- 4 2018年12月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野口和輝氏及びその共同保有者である株式会社K・カンパニー及び一般財団法人野口財団が2018年2月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野口 和輝	大阪市北区	498,000	3.76
株式会社K・カンパニー	大阪市西区北堀江2丁目15番16号	500,000	3.79
一般財団法人 野口財団	大阪市西区新町1丁目12番10号	100,000	0.76
合計	—	1,098,000	8.30

- 5 2018年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(J.P. Morgan Securities plc)及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P. Morgan Securities LLC)が2018年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	400,500	3.03
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(J.P. Morgan Securities plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25	131,270	0.99
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P. Morgan Securities LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383番地	85,430	0.65
計	—	617,200	4.67

- 6 2018年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド(Invesco Asset Management Limited)が2018年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー14階	30,800	0.23
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド (Invesco Asset Management Limited)	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	206,500	1.56
計	—	237,300	1.80

- 7 2018年2月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、テンプレトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー(Templeton Investment Counsel, LLC)及びその共同保有者であるフランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ(Franklin Templeton Investments Corp.)が2018年2月22日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
テンプレトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー(Templeton Investment Counsel, LLC)	アメリカ合衆国 33301、フロリダ州、 フォート・ローダデイル、セカンドストリート、サウスイースト300(300 S.E. 2nd Street, Fort Lauderdale, Florida 33301 United States)	1,944,700	14.72
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)	カナダ M2N0A7、オンタリオ州、トロント、スイート1200、ヤング・ストリート5000(5000 Yonge Street, Suite 1200, Toronto, Ontario, Canada M2N 0A7)	337,700	2.56
計	—	2,282,400	17.28

- 8 2017年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、モルガン・スタン

レーMUFG証券会社及びその共同保有者であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)が2017年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレー MUFG証券会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウス タワー	16,900	0.13
モルガン・スタンレー・ アンド・カンパニー・イ ンターナショナル・ピー エルシー (Morgan Stanley & Co. International plc)	英国 ロンドン カナリー・ワーフ 25 カボットスクエア E14 4QA(25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, United Kingdom)	353,300	2.67
モルガン・スタンレー・ アンド・カンパニー・エ ルエルシー (Morgan Stanley & Co. LLC)	アメリカ合衆国 19801 デラウェア 州 ウィルミントン、オレンジ・スト リート1209 コーポレーション・トラ スト・センター、ザ・コーポレーショ ン・トラスト・カンパニー・気付(c/o The Corporation Trust Company (ED) Corporation Trust Center, 1209 Crane Street Wilmington, ED 19801 United States)	320,200	2.42
計	—	656,600	4.97

- 9 2017年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シュローダー・インベスト・マネジメント株式会社が2017年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年12月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
シュローダー・インベ スト・マネジメント株式 会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	539,500	4.08

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 217,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,989,700	129,897	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 2,400	—	—
発行済株式総数	13,210,000	—	—
総株主の議決権	—	129,897	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式28株が含まれています。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島 浜一丁目4-4	217,900	-	217,900	1.65
計	-	217,900	-	217,900	1.65

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155号第3号による普通株式の取得、会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2019年2月8日)での決議状況 (取得期間2019年2月12日～2019年4月11日)	125,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	105,900	99,944
提出日現在の未行使割合(%)	15.3	0.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	12,628	53
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(ストックオプションとして処分を行った取得自己株式)	7,000	6,698	—	—
保有自己株式数	217,928	—	323,828	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。利益配分に関する基本方針については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当の継続に努めてまいります。また、成長投資とのバランスに鑑みた機動的な自己株式の取得も検討してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当を基本的な方針としており、定款において中間配当を行うことができる旨も定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと1株当たり5円（期末配当5円）としております。

内部留保資金の使途につきましては、自社株購入や拠点開設費用として投入していくこととしております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）
2019年3月26日 定時株主総会決議	64,960	5.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
最高(円)	22,620 4,720 □2,020	2,109	2,050	2,160	2,259
最低(円)	9,640 2,513 □1,602	1,265	760	1,192	871

- （注）1 当社株式は、2013年8月29日から東京証券取引所マザーズ市場、2015年4月17日から東京証券取引所第一部市場に上場しております。
- 2 最高・最低株価は、上記1の該当市場における株価を記載しております。
- 3 第12期の最高・最低株価のうち、印は株式分割（2014年5月1日付 1株→5株）による権利落後の株価であります。また、□印は株式分割（2014年10月24日付 1株→2株）による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,796	1,878	1,983	1,950	1,793	1,206
最低(円)	1,511	1,495	1,696	1,599	1,101	871

- （注）1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性7名 女性0名（役員のうち女性の比率0.00％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	又吉 弘章	1971年11月4日生	1997年4月 独立行政法人国立病院機構やまと 精神医療センター入職 2011年4月 同機構 紫香楽病院入職 2012年2月 当社入社 2013年9月 執行役員就任 2013年9月 執行役員居宅事業本部長補佐 2014年3月 取締役就任 2014年3月 取締役居宅事業本部関西・中部・ 中国エリア担当 2015年3月 取締役退任 2015年3月 執行役員居宅事業本部 2016年3月 取締役就任 2016年3月 取締役居宅事業本部福岡支店長 2016年5月 常務取締役居宅事業本部福岡支店 長就任 2016年7月 常務取締役居宅事業本部長就任 2017年3月 取締役副社長居宅事業本部長就任 2017年7月 代表取締役社長就任（現任）	（注）3	20,000
代表取締役 専務	-	久保 明	1969年5月10日生	2004年11月 株式会社JCLバイオアッセイ入 社 2008年6月 同社取締役就任 2013年6月 同社取締役退任 2013年6月 当社入社 管理本部総務部長 2013年12月 経営企画室長 2014年3月 執行役員就任 2014年3月 執行役員経営企画室長 2015年3月 取締役就任 2015年3月 取締役経営企画室長兼レセプト管 理部長 2016年3月 常務取締役経営企画室長就任 2016年7月 常務取締役管理本部長 2017年3月 専務取締役管理本部長就任 2018年4月 代表取締役専務管理本部長就任 2019年1月 代表取締役専務（現任）	（注）3	20,000
常務取締役	居宅事業 本部長 大阪支店 長	吉田 秀樹	1980年1月29日生	2008年9月 独立行政法人国立病院機構菊池病 院入職 2014年3月 当社入社 2014年12月 居宅事業本部関東東エリア部長 2015年12月 執行役員就任 2015年12月 執行役員居宅事業本部九州 エリ ア部長 2016年3月 取締役就任 2016年3月 取締役居宅事業本部九州 エリア 担当 2016年7月 取締役居宅事業本部福岡支店長就 任 2017年3月 常務取締役居宅事業本部西日本統 括責任者兼福岡支店長就任 2018年4月 常務取締役居宅事業本部長兼福岡 支店長 2019年1月 常務取締役居宅事業本部長兼大阪 支店長（現任）	（注）3	7,000
取締役 (監査等委 員)	-	前野 博	1952年6月25日生	1975年4月 大阪国税庁 1999年7月 前野博税理士事務所開設（現任） 2010年2月 当社社外監査役就任 2016年3月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	（注）2， 4，5	-
取締役 (監査等委 員)	-	田中 浩一	1954年12月22日生	1979年4月 一吉証券株式会社入社 1948年4月 同社執行役員 紀州アドバイザー 本部長 2013年12月 当社入社 管理本部総務部長 2017年1月 有限会社 糸山介護センター入社 管理部長 2018年3月 当社取締役（監査等委員）就任 （現任）	（注）4、 5	-
取締役 (監査等委 員)	-	中島 泰	1946年11月14日生	1975年4月 大阪法務局入庁 2003年4月 奈良地方法務局長 2009年4月 大阪家庭裁判所家事調停委員 2018年3月 当社取締役（監査等委員）就任 （現任）	（注）2、 4、5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	-	三好 吉安	1971年11月 7 日生	1996年 3 月 1998年 4 月 2002年10月 2018年 3 月	東京地方裁判所事務官 横浜地方裁判所書記官 弁護士登録 当社取締役(監査等委員)就任 (現任)	(注) 2、 4、 5	-
計							47,000

- (注) 1 当社は、監査等委員会設置会社であります。
- 2 取締役 前野博、取締役 中島泰及び取締役 三好吉安は、社外取締役であります。
- 3 監査等委員以外の取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 田中浩一 委員 前野博 委員 中島泰 委員 三好吉安

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最重要課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーの利益を重視しつつ、経営管理組織、体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

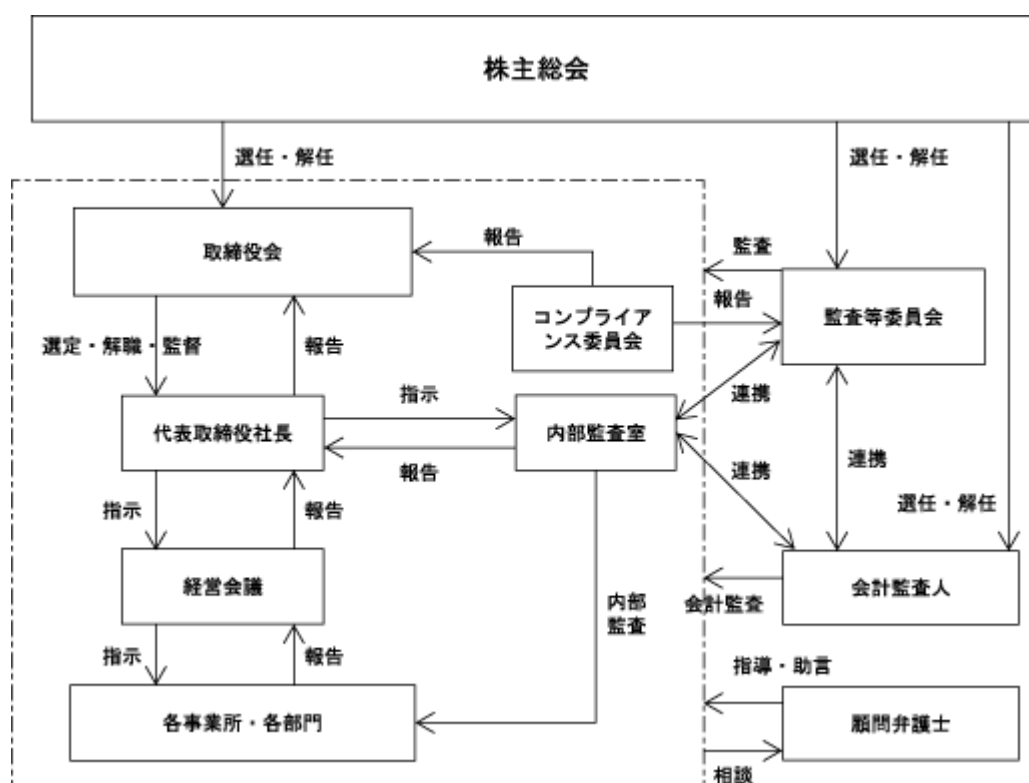
企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況等

イ 企業統治の体制の概要

当社は、株主総会を会社の最高意思決定機関として、毎事業年度終了後3ヵ月以内に定時株主総会を開催しております。

会社の意思決定機関の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成され、毎月1回開催し必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営目標や経営戦略等の重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）により監査等委員会を構成しております。監査等委員会は毎月1回開催し必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視するとともに、取締役の職務執行を含む日常活動の監査を行っております。また、会計監査人や内部監査室と連携し、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制について図示すると、次のとおりであります。



□ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査等委員会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制の下、取締役会においては、質問や意見が活発に行われ、意思決定をするために十分な情報が提供・共有される体制となっています。また、監査等委員会は会計監査人や内部監査室と連携を図っており、客観的中立な立場から経営を監視する事が十分にできるため、現状の体制となっております。

ハ 内部統制システム整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、2012年4月16日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針について」を定める決議を行っており、以後、会社法改正等に対応した修正を行い、概要は以下のとおりとなっております。

a 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹である事を深く自覚し、「コンプライアンス規程」他コンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守するとともに、使用人の理解を深め、コンプライアンスを確保する体制を構築しております。

コンプライアンス体制を推進するために、使用人の中から1名「法令遵守責任者（コンプライアンスリーダー）」を、各部、各事業所から1名以上の「コンプライアンス担当者」を選任しております。その役割として社内の法令遵守状況を把握し、必要に応じて改善への働きかけを行うとともに、社内にコンプライアンス違反行為があった場合は、直ちに取締役会へ報告される体制を構築しております。

取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任しております。

コンプライアンスに係る通報機能を強化するため、取締役及び使用人を対象とした内部通報体制を構築しております。

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、取締役及び使用人すべてに反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、及び反社会的勢力を利用しないことを徹底しております。

他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査を通じて各部門の法令・定款・社内規定の遵守状況の監査・内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適正性を確保しております。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令・定款及び「社内情報管理規程」「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理を行っております。また、「内部情報管理規程」等に基づき、機密情報の管理を行うことを全社的に推進、徹底しております。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを一元的に管理し、主要なリスクを抽出、予防の方策、またリスクが発生した場合は迅速な情報収集、分析を的確に行い、被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全するための体制を構築しております。そのため、リスクに緊急に対応すべく、状況に応じてリスク対策のための会議を設置し、「リスク管理規程」に従った運用及び管理のもと、リスクへの対策を適切に実施しております。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業運営について、経営方針や中期事業計画に基づき、その実行計画として年度予算を月度単位で策定し、毎月、取締役会において各支店の売上高及び営業利益実績について、予算実績差異分析を実施し、報告、検討を行っております。取締役はこの報告を受け、定時取締役会で経営上及び予算執行上の重要な課題についての意思決定を行っております。

また、取締役会の意思決定を受け、本部長、支店長、内部監査部門及び監査等委員である取締役等による経営会議を開催し、各支店の経営上及び予算執行上の重要な課題についての具体的な検討を行っております。

月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

企業経営及び日常業務に関して、経営上の判断が必要な場合など、弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性及び法務リスク管理体制の強化を図っております。また、会計監査を担当する監査法人と、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を取り、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努めております。

日常の職務執行に際しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確に定めて、会社業務の組織的かつ効果的な運営を図ることができる体制を構築しております。

e 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、管理本部長が監査等委員会と協議し、当該従業員の配置を協議のうえ決定することとしております。また、各監査等委員が内部監査室や管理部門などの業務執行に係る従業員に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制となっております。

f 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとしませんが、監査等委員でない取締役からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができることとしております。

g 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めています。

監査等委員会は代表取締役と常時意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題についての情報を共有しております。

監査等委員会は内部監査室と監査法人と情報を共有するとともに、必要に応じて社内情報の把握に努めております。

監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定めております。

h 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

内部通報制度において、通報、報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

i 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行っております。

j その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会による監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努めております。また、監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障します。

内部監査の状況

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。

内部監査室は、当社の定める「内部監査規程」に基づき、当社の業務運営と財産管理の実態を調査し諸法令、定款及び各規程集の準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。

監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう勧告、助言等を行っております。また、監査等委員会、会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

社外取締役

当社の社外取締役は3名であります。社外取締役の中島泰氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、法務行政に長きにわたり携わり、法務に関する専門的知識や豊富な経験・見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、選任致しました。

社外取締役の前野博は税理士としての専門的見地から、経営者から独立した立場で監査を行っており、経営から独立した立場で監査を行っております。

社外取締役の三好吉安氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかして頂く為、社外取締役として選任致しました。

当社は、社外取締役には高い見識に基づく客観的な視点での取締役会への助言及び各取締役の業務執行の監督を行う役割を期待しております。

社外取締役である前野博、中島泰及び三好吉安との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、社外取締役は、取締役会及び監査等委員会のほか、定期的及び随時に内部監査室及び会計監査人との間でミーティングを行い、情報の共有及び意見交換を行っております。

なお、社外取締役の前野博及び社外取締役の中島泰、社外取締役の三好吉安は、有価証券上場規程施行規則等に規定される独立役員としての資格を有していることから、独立役員に指定しております。また、当社は社外取締役を選任するための独立性判断基準及び資質を定めており、その選任に際しては、当該基準により判断しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	207,927	142,500	—	15,827	49,600	4
監査等委員 (社外取締役を除く。)	4,000	4,000	—	—	—	1
社外役員	13,450	13,450	—	—	—	5

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員以外の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与、退職慰労金及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。監査等委員以外の取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内において、取締役会で定める内規に基づき、各取締役が担当する役割、地位、業績ならびに貢献度等を勘案し、取締役会で決定しております。

また、非業務執行取締役である監査等委員の報酬額は、株主総会において承認を得た報酬枠を限度として、常勤・非常勤の別、業務の分担を勘案のうえ、監査等委員の協議により個別の金額を決定することとしております。

なお、当社は、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)及び一部の従業員に対して、当社の企業価値の長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する目細 実氏、中田信之氏であり、継続監査年数はいずれも7年未満であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他1名であります。監査等委員である取締役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど、連携を図っております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

ロ 剰余金の配当

当社は、期末において年1回、剰余金の配当を行うこととしており、配当の決定機関は株主総会としております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任について

当社は、取締役の選任に関する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における取締役の選任に関する定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、その期待される役割を十分に発揮できるよう、全ての社外取締役と責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役との責任限定契約）

会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
18,000	—	21,500	—

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定し、監査等委員会において同意しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、各種セミナーへの参加や財務会計の専門書の購読等積極的な情報収集活動を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	766,577	828,026
売掛金	1,530,851	1,695,933
貯蔵品	1,706	2,815
前払費用	116,070	130,196
繰延税金資産	20,778	19,171
その他	15,827	43,446
貸倒引当金	1,411	1,300
流動資産合計	2,450,400	2,718,289
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	74,219	74,040
車両運搬具（純額）	0	730
工具、器具及び備品（純額）	19,297	17,230
土地	10,868	10,868
リース資産（純額）	3,632	6,359
有形固定資産合計	¹ 108,017	¹ 109,229
無形固定資産		
商標権	1,987	1,505
ソフトウェア	73,143	130,854
ソフトウェア仮勘定	87,317	28,544
無形固定資産合計	162,448	160,904
投資その他の資産		
役員及び従業員に対する長期貸付金	3,857	10,691
長期前払費用	44,191	12,191
繰延税金資産	26,550	44,606
差入保証金	175,051	195,032
その他	6,236	7,713
投資その他の資産合計	255,888	270,235
固定資産合計	526,353	540,369
資産合計	2,976,754	3,258,658

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,215	1,753
未払金	521,266	644,387
未払費用	3,605	13,443
未払法人税等	173,398	122,226
前受金	9,800	11,618
預り金	207,433	181,199
賞与引当金	22,879	27,874
その他	18,471	9,922
流動負債合計	960,070	1,012,423
固定負債		
リース債務	939	5,114
退職給付引当金	61,582	104,208
固定負債合計	62,521	109,322
負債合計	1,022,592	1,121,746
純資産の部		
株主資本		
資本金	731,950	731,950
資本剰余金		
資本準備金	701,950	701,950
その他資本剰余金	20,846	23,749
資本剰余金合計	722,796	725,699
利益剰余金		
利益準備金	200	200
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	714,096	887,351
利益剰余金合計	714,296	887,551
自己株式	215,198	208,553
株主資本合計	1,953,844	2,136,648
新株予約権	316	264
純資産合計	1,954,161	2,136,912
負債純資産合計	2,976,754	3,258,658

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
売上高	8,024,732	9,392,475
売上原価	6,166,187	7,500,682
売上総利益	1,858,545	1,891,792
販売費及び一般管理費		
役員報酬	233,550	159,950
給料及び手当	200,774	194,582
賞与引当金繰入額	624	733
退職給付費用	660	4,794
旅費及び交通費	33,873	41,123
交際費	35,223	28,654
支払手数料	312,250	369,560
広告宣伝費	19,277	26,667
地代家賃	82,737	88,690
減価償却費	25,500	43,824
貸倒引当金繰入額	84	-
その他	350,031	409,661
販売費及び一般管理費合計	1,294,588	1,368,242
営業利益	563,956	523,550
営業外収益		
受取利息	406	461
受取手数料	1,041	-
助成金収入	1,940	6,095
その他	1,305	1,521
営業外収益合計	4,693	8,078
営業外費用		
支払利息	934	93
固定資産除却損	-	0
自己株式取得費用	899	-
雑損失	5,627	16,115
その他	-	1,780
営業外費用合計	7,461	17,989
経常利益	561,188	513,639
特別利益		
保険解約返戻金	-	1,912
新株予約権戻入益	-	6
固定資産売却益	60,141	-
その他	19	-
特別利益合計	60,160	1,919
特別損失		
役員退職慰労金	-	49,600
固定資産売却損	41,673	-
固定資産除却損	2,542	-
特別損失合計	44,216	49,600
税引前当期純利益	577,133	465,959
法人税、住民税及び事業税	280,627	244,163
法人税等調整額	19,103	16,448
法人税等合計	261,524	227,714
当期純利益	315,608	238,244

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	4,635,189	75.2	5,739,778	76.5
経費		1,530,997	24.8	1,760,904	23.5
当期売上原価		6,166,187	100.0	7,500,682	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	720,218	853,211
支払リース料	146,809	191,750
旅費及び交通費	90,158	111,278
通信費	86,042	98,112
減価償却費	28,955	9,869

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	731,950	701,950	-	701,950	200	463,455	463,655
当期変動額							
剰余金の配当						64,968	64,968
当期純利益						315,608	315,608
自己株式の取得							
自己株式の処分			20,846	20,846			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	20,846	20,846	-	250,640	250,640
当期末残高	731,950	701,950	20,846	722,796	200	714,096	714,296

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	199,949	1,697,606	382	1,697,989
当期変動額				
剰余金の配当		64,968		64,968
当期純利益		315,608		315,608
自己株式の取得	99,927	99,927		99,927
自己株式の処分	84,679	105,526		105,526
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			66	66
当期変動額合計	15,248	256,238	66	256,172
当期末残高	215,198	1,953,844	316	1,954,161

当事業年度(自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	731,950	701,950	20,846	722,796	200	714,096	714,296
当期変動額							
剰余金の配当						64,988	64,988
当期純利益						238,244	238,244
自己株式の取得							
自己株式の処分			2,902	2,902			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	2,902	2,902	-	173,255	173,255
当期末残高	731,950	701,950	23,749	725,699	200	887,351	887,551

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	215,198	1,953,844	316	1,954,161
当期変動額				
剰余金の配当		64,988		64,988
当期純利益		238,244		238,244
自己株式の取得	53	53		53
自己株式の処分	6,698	9,601		9,601
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			52	52
当期変動額合計	6,645	182,803	52	182,750
当期末残高	208,553	2,136,648	264	2,136,912

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	577,133	465,959
減価償却費	54,456	53,694
貸倒引当金の増減額(は減少)	84	110
賞与引当金の増減額(は減少)	3,573	4,994
退職給付引当金の増減額(は減少)	19,315	42,626
受取利息及び受取配当金	406	461
支払利息	934	93
保険解約損益(は益)	-	1,912
自己株式取得費用	899	-
固定資産除却損	2,542	-
固定資産売却損益(は益)	18,467	-
売上債権の増減額(は増加)	312,752	165,082
たな卸資産の増減額(は増加)	1,037	1,108
未払金の増減額(は減少)	50,868	121,259
預り金の増減額(は減少)	83,136	26,234
その他	43,820	1,267
小計	506,175	494,984
利息及び配当金の受取額	406	461
利息の支払額	934	93
法人税等の支払額	249,690	293,789
営業活動によるキャッシュ・フロー	255,957	201,562
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	18,545	11,329
有形固定資産の売却による収入	673,896	-
無形固定資産の取得による支出	74,167	40,250
貸付けによる支出	-	11,550
貸付金の回収による収入	4,414	3,596
差入保証金の差入による支出	29,375	29,579
差入保証金の回収による収入	15,868	3,061
その他	1,888	4,611
投資活動によるキャッシュ・フロー	570,202	81,439
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	-
長期借入金の返済による支出	146,944	-
配当金の支払額	64,749	64,728
リース債務の返済による支出	8,371	3,492
自己株式の取得による支出	100,827	53
自己株式の処分による収入	9,555	9,601
財務活動によるキャッシュ・フロー	411,337	58,673
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	414,821	61,449
現金及び現金同等物の期首残高	351,755	766,577
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 766,577	¹ 828,026

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

車両運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(2年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなることとしております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で償却を行っております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取保険金」1,305千円は、「その他」1,305千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「保険金の受取額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「保険金の受取額」1,305千円、「その他」42,514千円は、「その他」43,820千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	112,705千円	73,026千円

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	1,900,000千円	1,900,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	1,900,000千円	1,900,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,210,000	—	—	13,210,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	216,300	78,000	82,000	212,300

(変動事由の概要)

(増加要因)

2017年5月9日の臨時取締役会の決議による自己株式の取得 73,600株

株式報酬制度適用者の退任による自己株式の取得 4,400株

(減少要因)

2017年4月18日の臨時取締役会の決議による株式報酬制度による自己株式の処分 75,000株

新株予約権の権利行使による自己株式の処分 7,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2014年有償ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	316
合計			—	—	—	—	316

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年 3月24日 定時株主総会	普通株式	64,968	5.00	2016年 12月31日	2017年 3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	64,988	5.00	2017年 12月31日	2018年 3月26日

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,210,000	—	—	13,210,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	212,300	12,628	7,000	217,928

(変動事由の概要)

(増加要因)

株式報酬制度適用対象者の退任による自己株式の取得 12,600株

単元未満株式の買取りによる取得 28株

(減少要因)

新株予約権の行使による自己株式の処分 7,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2014年有償ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	264
合計			—	—	—	—	264

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 3月23日 定時株主総会	普通株式	64,988	5.00	2017年 12月31日	2018年 3月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	64,960	5.00	2018年 12月31日	2019年 3月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金勘定	766,577千円	828,026千円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金等	—千円	—千円
現金及び現金同等物	766,577千円	828,026千円

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 本社における複合機(工具器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

注記事項「(重要な会計方針)3 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載の通りであります。

- 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
1年内	185,116千円	202,072千円
1年超	356,692千円	363,528千円
合計	541,809千円	565,600千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金等は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照下さい。)。

前事業年度(2017年12月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	766,577	766,577	—
(2) 売掛金	1,530,851	1,530,851	—
資産計	2,297,428	2,297,428	—
(1) 未払金	521,266	521,266	—
(2) 未払法人税等	173,398	173,398	—
(3) 預り金	207,433	207,433	—
負債計	902,098	902,098	—

当事業年度(2018年12月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	828,026	828,026	—
(2) 売掛金	1,695,933	1,695,933	—
資産計	2,523,960	2,523,960	—
(1) 未払金	644,387	644,387	—
(2) 未払法人税等	122,226	122,226	—
(3) 預り金	181,199	181,199	—
負債計	947,812	947,812	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2017年12月31日	2018年12月31日
差入保証金	175,051	195,032

賃借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	766,577	—	—	—
売掛金	1,530,851	—	—	—
合計	2,297,428	—	—	—

差入保証金については、償還予定時期を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

当事業年度(2018年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	828,026	—	—	—
売掛金	1,695,933	—	—	—
合計	2,523,960	—	—	—

差入保証金については、償還予定時期を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
退職給付債務の期首残高	40,076	79,693
勤務費用	27,637	47,285
利息費用	—	—
数理計算上の差異の発生額	18,955	12,725
退職給付の支払額	6,976	13,292
その他	—	—
退職給付債務の期末残高	79,693	126,411

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	79,693	126,411
未積立退職給付債務	79,693	126,411
未認識数理計算上の差異	18,111	22,203
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	61,582	104,208
退職給付引当金	61,582	104,208
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	61,582	104,208

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)	
	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
勤務費用	27,637	47,285
利息費用	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	1,346	8,633
確定給付制度に係る退職給付費用	26,291	55,919

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
割引率	0.00%	0.06%

(ストック・オプション等関係)

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 業績条件付き有償新株予約権の概要

(1) 業績条件付き有償新株予約権の内容

	2014年 有償新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名 当社従業員 6 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 330,000株
付与日	2014年3月17日
業績条件	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2015年4月1日～2022年3月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) (a) 2014年12月期の経常利益が426百万円を超過した場合割り当てられた本新株予約権の20%

(b) 2015年12月期の経常利益が600百万円を超過した場合 割り当てられた本新株予約権の80%

ただし、2014年12月期の経常利益が326百万円を下回っている場合には、(a)及び(b)の達成に係らず、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(2018年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2014年 有償新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	48,000
権利確定	—
権利行使	7,000
失効	1,000
未行使残	40,000

単価情報

権利行使価格(円)	1,365
行使時平均株価(円)	1,775

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1)権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2)新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3)権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4)権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	18,831千円	31,866千円
株式報酬費用	5,703千円	11,016千円
賞与引当金	7,049千円	8,523千円
未払事業税	8,988千円	6,373千円
未払金	1,824千円	1,859千円
貸倒引当金	434千円	397千円
その他	4,495千円	3,739千円
繰延税金資産小計	47,328千円	63,777千円
評価性引当額	—千円	—千円
繰延税金資産合計	47,328千円	63,777千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%	2.8%
住民税均等割	16.5%	21.8%
評価性引当額の増減	0.0%	—
法人税額の特別控除	3.5%	6.5%
その他	0.4%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.3%	48.9%

(資産除去債務関係)

当社は、本社、東京支店及び福岡支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	971,595
社会保険診療報酬支払基金東京支部	832,166

(注) 当社は、単一セグメントであるためセグメントごとに記載していません。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	1,086,945
社会保険診療報酬支払基金東京支部	961,229

(注) 当社は、単一セグメントであるためセグメントごとに記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
1 株当たり純資産額	150円32銭	164円46銭
1 株当たり当期純利益金額	24円29銭	18円34銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	24円28銭	18円33銭

(注) 1. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	315,608	238,244
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	315,608	238,244
普通株式の期中平均株式数(株)	12,993,963	12,990,848
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	4,787	8,447
(うち新株予約権(株))	(4,787)	(8,447)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,954,161	2,136,912
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	316	264
(うち新株予約権(千円))	(316)	(264)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,953,844	2,136,648
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	12,997,700	12,992,072

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2019年2月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式に係る事項について決議し、実施いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

(2)取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	: 当社普通株式
取得し得る株式の総数	: 125,000株(上限)
株式の取得価額の総額	: 100,000千円(上限)
取得期間	: 2019年2月12日から2019年4月11日
取得方法	: 信託方式による市場買付

(3)取得結果

取得した株式の種類	: 当社普通株式
取得した株式の総数	: 105,900株
株式の取得価額の総額	: 99,944千円
取得期間	: 2019年2月12日から2019年2月14日
取得方法	: 信託方式による市場買付

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	99,529	4,971	—	104,500	30,459	5,149	74,040
車両運搬具	14,179	825	14,017	1,526	796	94	730
工具、器具及び備品	51,322	5,919	—	57,242	40,011	7,985	17,230
土地	10,868	—	—	10,868	—	—	10,868
リース資産	44,282	8,118	44,282	8,118	1,758	3,478	6,359
有形固定資産計	220,722	19,833	58,300	182,256	73,026	16,708	109,229
無形固定資産							
商標権	4,813	—	—	4,813	3,307	481	1,505
ソフトウェア	132,454	92,830	—	225,285	94,430	35,119	130,854
ソフトウェア仮勘定	87,317	41,229	100,003	28,544	—	—	28,544
無形固定資産計	224,585	134,060	100,003	258,642	97,738	35,601	160,904
長期前払費用	60,365 (41,266)	5,681 (1,790)	45,608 (33,805)	20,438 (9,250)	8,246	7,241	12,191 (9,250)

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
ソフトウェア	基幹システム 92,595
ソフトウェア仮勘定	基幹システム 41,229

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
リース資産	自動車等のリース期間満了による取崩 44,282

3. 長期前払費用の()内は内書で、支払手数料、保険料等の期間配分に係るものであり、減価償却費と性格が異なるため、当期末減価償却累計額又は償却累計額及び当期償却額の金額に含めておりません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	3,215	1,753	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	939	5,114	—	2020年～2022年
合計	4,154	6,867	—	—

(注) 1 リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,753	1,753	1,608	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,411	1,300	—	1,411	1,300
賞与引当金	22,879	27,874	22,879	—	27,874

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	16,491
預金	
当座預金	250
別段預金	735
普通預金	810,550
計	811,535
合計	828,026

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	197,020
社会保険診療報酬支払基金 東京支部	162,789
東京都国民健康保険団体連合会	123,776
大阪府国民健康保険団体連合会	95,387
社会保険診療報酬支払基金 埼玉支部	68,608
その他	1,048,350
合計	1,695,933

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
1,530,851	9,512,002	9,346,920	1,695,933	84.6	61.9

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
切手	1,341
制服	1,220
その他	253
合計	2,815

差入保証金

区分	金額(千円)
三井不動産ビルマネジメント㈱	32,427
住友不動産㈱	22,418
野村不動産パートナーズ㈱	5,155
その他	135,031
合計	195,032

未払金

区分	金額(千円)
未払給与	361,814
未払社会保険料	144,215
その他	138,356
合計	644,387

預り金

区分	金額(千円)
社会保険料	165,014
その他	16,184
合計	181,199

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,207,720	4,532,813	6,903,812	9,392,475
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	68,800	156,450	255,347	465,959
四半期(当期)純利益金額 (千円)	15,998	51,298	93,042	238,244
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1.23	3.95	7.16	18.34

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.23	2.72	3.21	11.18

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	――
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 電子公告掲載URL https://www.nfield.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) 2018年3月26日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第15期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) 2018年4月6日近畿財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第15期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) 2018年3月26日近畿財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第16期第1四半期(自 2018年1月1日 至 2018年3月31日) 2018年5月11日近畿財務局長に提出。

第16期第2四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月13日近畿財務局長に提出。

第16期第3四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月13日近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2018年3月30日近畿財務局長に提出。

企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2018年4月3日近畿財務局長に提出。

2018年10月29日近畿財務局長に提出。

2019年1月11日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

2018年4月16日近畿財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

2019年3月5日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月26日

株式会社N・フィールド
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目	細	実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	田	信 之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社N・フィールドの2018年1月1日から2018年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N・フィールドの2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社N・フィールドの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社N・フィールドが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。